

事 務 連 絡
平成29年9月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

交通誘導員の円滑な確保について（補足）

先般、各地方公共団体に対し「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行第131号、国土入企第2号。以下、「本通知」という。）を通知し、これと併せて「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け国土入企第3号）を通知したところですが、今般、本通知について、別添のとおり補足等をしましたので、お知らせします。

貴職におかれても、別添の内容をご理解の上、交通誘導員対策協議会へ参画し、交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行う等、適切に対応されるとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。